

# 京都府地域部活動推進検討委員会 傍聴要領

保健体育課

## 1 傍聴する場合の手続

- (1) 京都府地域部活動推進検討委員会（以下「委員会」という。）の傍聴を希望される方は、開催予定時刻の15分前までに、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順に行いますので、定員になり次第受付を終了します。

## 2 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、委員会を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 委員会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、委員会の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、事前に事務局が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) その他委員会の運営に支障となる行為をしないこと。

## 3 会議の秩序の維持

- (1) 会議中、委員会の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、委員会を途中で非公開とする場合があります。

## 4 その他の注意事項

- (1) 傍聴される方は、係員の指示に従ってください。  
また、不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が、第1～第4(1)のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。